

土木工学・建築学委員会
デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会（第26期・第5回）

議事要旨

1. 日 時 令和6年12月23日（月）10:00～12:00
2. 会 場 オンライン会議
3. 出席者 佐々木 葉・伊藤 香織・小野田 泰明・小野 悠・片桐 由希子・川崎 昭如
・近藤 存志・斎尾 直子・坂井 文・田井 明・高橋 良和・中嶋 節子
・松田 曜子・村上 暁信・山本 佳世子 ※下線は欠席

4. 議題および決定事項

（1）前回議事要旨の確認

11/8に行った第4回分科会の議事要旨を確認した。

（2）久保田善明氏からの話題提供

富山大学の久保田氏より、「公共調達と土木デザイン」と題して、土木分野における公共デザインにおいて、価格競争だけでなくデザインの競争を導入するための公共調達方式の変遷について説明があった。また、ガイドライン作成、ロゴマーク制度、アドバイザーや審査員候補者の派遣など、土木学会が取り組んできた活動についても紹介され、委員との議論が行われた。

- ・ 近藤：イギリスでは19世紀にコンペが流行し、覇者が必ずしも明確ではなく、選ばれたデザインに2位や3位のアイデアも盛り込まれるケースも。コンペが叡智を集める場として位置付けられる印象があり、日本でも現状やアイデアを集める場として使われることがあるが、覇者の扱いはどうあるべきか。
- ・ 久保田：コンペには実施を前提としたものと、構想段階で行うアイデアコンペがある。現在富山市で行われているコンペは後者であり、市のスタンスとしてアイデアを集めることに重きを置いている。一方、実施コンペでは著作権やデザイン思想の統一性が重要であり、覇者を明確にする必要があるだろう。
- ・ 佐々木：コンペにおいて重要なポイントとして、覇者が得られるベネフィットと、2位・3位等の参加者が被るメリット・デメリットを考慮することがあると考えている。覇者が実施し報酬を受ける仕組みを整えることで、適切な競争環境を生むべきである。一方、2位や3位のアイデアが他者に利用される可能性についても社会的な風土の観点からも検討が必要である。
- ・ 高橋：事業計画などコンペで求めている内容は、公共調達においては、本来、行政が担当すべきであろう。行政がコンペを通じて業務を手放す感覚はないか。
- ・ 久保田：コンペは行政にとって、何を求めるべきか、理念や条件設定を考える貴重な学びの機会であり、発注のプロとしての能力を鍛える場でもある。業務を手放す感覚は感じたことがない。
- ・ 田井：6つの基本原則に「目利きによる審査の原則」が入っている意義は？
- ・ 久保田：審査の質を担保し、不適切な選定を防ぐためには、目利きのできる公平な審査員が必要。コンペ成功の鍵は、審査員に専門的な目利き能力があることと、適切な募集要項の作成にあると考えている。

- ・ 近藤：きちんと目利きをするには多様な専門家が必要だと思うが、適正な審査員の規模は？
- ・ 久保田：審査員の適正規模は一般的に5～7人で、最終的に多数決を取る可能性があるため奇数が望ましいだろう。募集要項を発表する前に審査員を決定し、募集要項案を審査委員で議論することが大事。

（３）小野田泰明委員からの話題提供

小野田委員より、「建築設計の選定について」と題し、建築分野における公共建築の発注方式の変遷や、ガイドライン作成など日本建築学会の取り組み、さらに英国やフランスの公共建築発注との比較について紹介された。その後、出席委員との間で以下の議論が行われた。

- ・ 久保田：プロジェクトの企画段階から設計者を関与させる事例について、どのような方法で実現したのか。
- ・ 小野田：プロポーザル方式により、たたき台となる設計段階から設計者を関与させた。ただし、基本計画段階では条件闘争に設計者が巻き込まれ疲弊する課題があることが分かった。
- ・ 高橋：公共建築においてインハウスでできていたものを外部発注することは、土木事業の事例と比較しやすいと思う。土木と建築の仕組みの違いの一つに、建築基準法は最低基準を示しているのに対し、土木の基準では最低基準とは明記されていないため、土木では基準以上のより高い性能を設定するには説明責任が生じるため、基準に書いていないことをすることのハードルになっているのではないか。外部委託の意義がここにある可能性は？
- ・ 小野田：インハウスは重要であり、情報の流れを適切に管理することが大事。政治的・感情的な問題が実装段階で生じる難しさがある。また、土木が性能発注を明確に行う一方で、建築では性能基準が曖昧な場合が多いことも指摘できる。
- ・ 田井：建築と土木の哲学や制度の違いが連携の壁や難しさを生んでいる可能性は？
- ・ 小野田：土木と建築の連携により、全体予算の圧縮や工期短縮が実現する場合があります、土木と建築を一体化したプロポーザルの可能性が考えられる。
- ・ 久保田：日本におけるプロポーザル方式とコンペ方式の違いはどのように生じたのか？ヨーロッパでは基本的に同じだという理解。プロポーザル方式では発注者の力が強すぎるように感じられる点や、設計者への適切な報酬の支払いが行われていないことについて問題意識がある。
- ・ 小野田：1991年の旧建設省建築審議会による「官公庁施設の設計業務方式のあり方」で、競争入札方式に替わる手法として設計競技方式、プロポーザル方式、書類審査方式の3方式が提言された。設計競技方式は建設にも準備にもコストがかかるため、プロポーザル方式が設計競技と書類審査の中間的な位置付けとして誕生したとの理解。

（４）シンポジウムについて

これまでに分科会に登壇いただいた方を再度お招きする形で、5-6月頃にシンポジウムを開催すること、幹事団で具体的な企画を検討することが承認された。

（５）その他

今後の分科会の開催方針について共有がなされた。